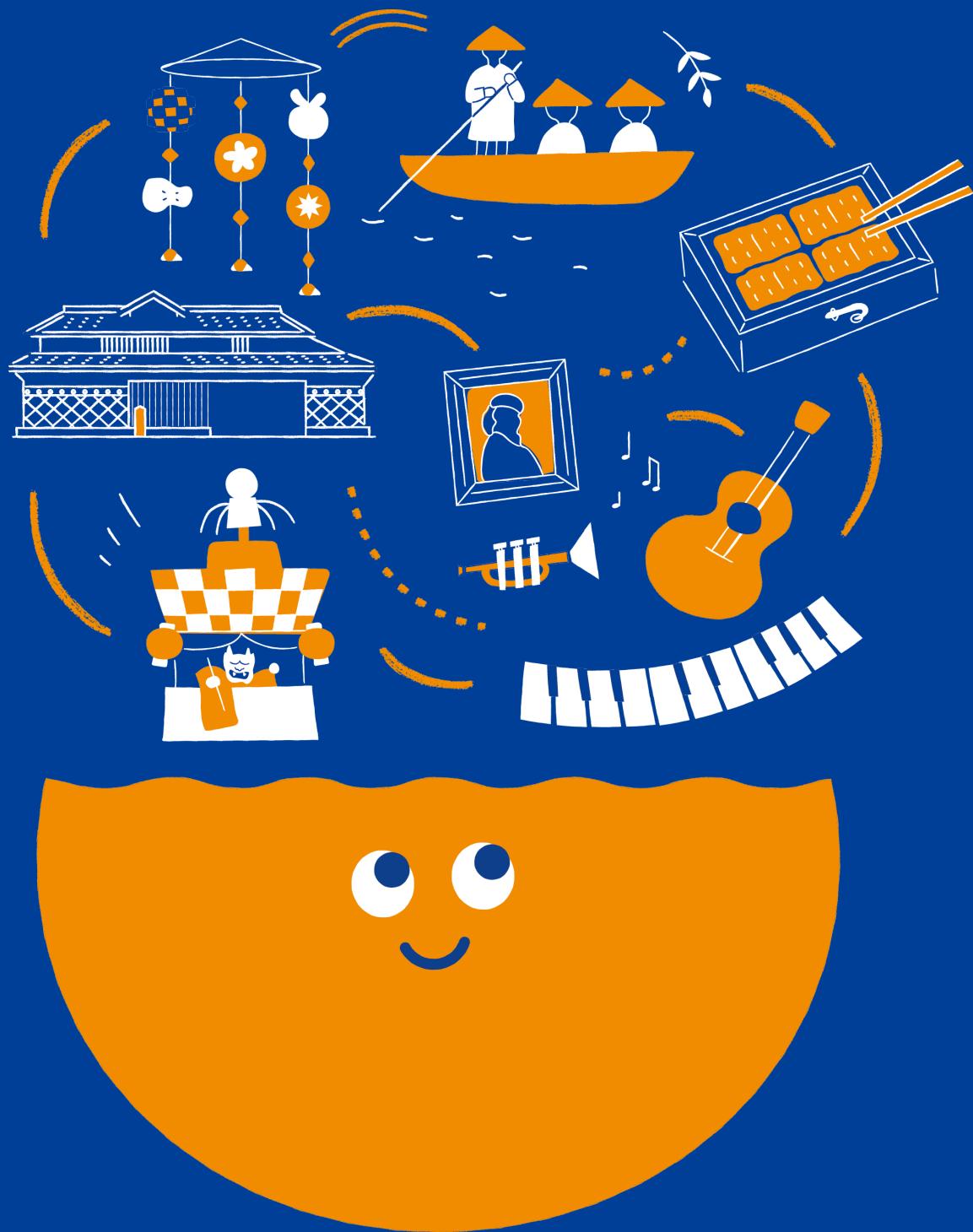


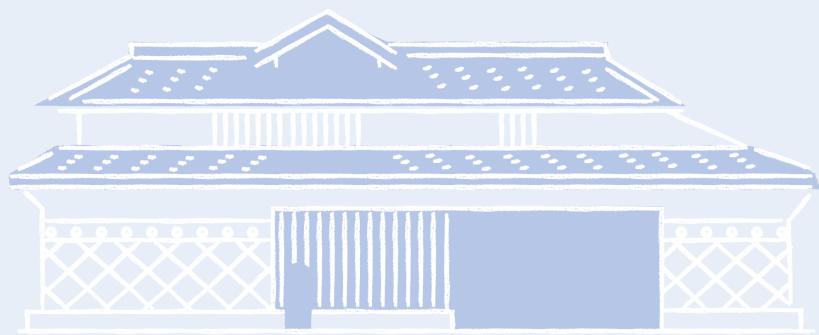
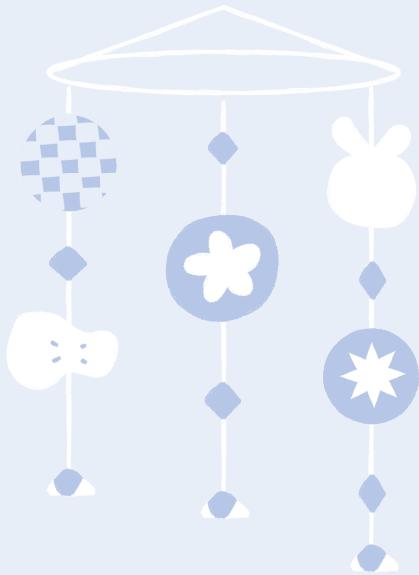
# 柳川市文化芸術 推進基本計画

YANAGAWA CULTURE & ARTS



令和5年3月

柳川市



## はじめに



柳川市長 金子 健次

柳川市には筑後川や矢部川などの河川や掘割、広々とした田園、そして有明海が織りなす美しい風景があります。古くより受け継がれてきたこの独特な風情や情緒を擁する柳川は、詩聖北原白秋をはじめ、数多くの文人や偉人を輩出しております。

令和2年度には新たな文化芸術の拠点として、柳川市民文化会館「水都やながわ」がオープンしました。柳川の特色ともいえる掘割を最大限に生かしたこの文化会館は、周りの景観をはじめ館内の空間、ホールの音響設備まで、細部にわたり趣向を凝らした拠点にふさわしい施設となっています。今後、市民の皆様が文化芸術の活動の舞台として、また多様な文化芸術に触れていくことで様々な感性に磨きがかかり、将来を支える人材が生まれ、まちが活気づくことを期待しております。

全国的に人口減少が進む中、本市においても少子高齢化の波の影響は大きく、地域コミュニティの希薄化や担い手不足の深刻化など、地域文化を支える基盤の弱体化が懸念されます。その一方で、人生100年時代の到来に向け、生涯にわたっての社会参加、学習機会としての文化芸術の重要性が高まりを見せるなど、地域社会における様々な課題に対応していくことが求められております。

このたび策定した「柳川市文化芸術推進基本計画」は、こうした社会情勢に対応し、福祉、教育、観光、産業などの他分野と連携を図りながら、市民の皆様とともに柳川らしい文化芸術を育て、発信することで新たな魅力を創造し、文化力を生かしたまちづくりへと繋がっていくことを目指してまいります。

今後は、本計画に基づき、文化芸術の有する創造性を最大限に生かすことで、市民の生活に潤いをもたらし、本市に住むことを誇りに思えるまちづくりを進めてまいりますので、皆様の温かいご理解とお力添えをお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議していただいた柳川市文化芸術推進基本計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査や市民ヒアリング、またワークショップなどで貴重なご意見をいただいた皆様に心から感謝申し上げます。





# 柳川市文化芸術 推進基本計画

もくじ

## 第1章 計画策定の背景と目的

1. 本市の現状と課題	1
2. 策定の背景	3
3. 策定の目的	3

## 第2章 基本的な考え方

1. 対象となる文化芸術の範囲	4
2. 位置付け	4
3. 計画期間	4

## 第3章 計画の構成

1. 将来像	5
2. 方向性・テーマ	6
3. 市の課題	7
4. 基本施策	8

## 第4章 実行プラン

1. 推進体制	23
2. 評価・検証	23

## 資料編

1. アンケート報告書	25
2. 文化芸術基本法	27
3. 柳川市関連施設一覧	33
4. 柳川市所在指定等文化財一覧	34
5. 策定委員会設置要綱	36
6. 策定委員会委員名簿、ワーキングチーム	37
7. 柳川市文化芸術推進基本計画策定の経過	38

# 第1章

## 計画策定の背景と目的

### 1. 本市の現状と課題

柳川市の人口は、1960年（昭和35年）の86,888人をピークに減少が続いており、2020年（令和2年）に行われた国勢調査によると、人口は64,475人でした（図1）。年齢階級別人口は、年少人口（0～14歳）が11.9%、生産年齢人口（15～64歳）が54.5%、老人人口（65歳以上）33.6%となっています。これは、2015年（平成27年）の前回の調査と比較すると年少人口が0.4ポイント、生産年齢人口は2.4ポイント減少する一方、老人人口は2.9ポイント増加しています（図2）。このことは、柳川市で人口減少とともに少子高齢化が進行していることを示しています。

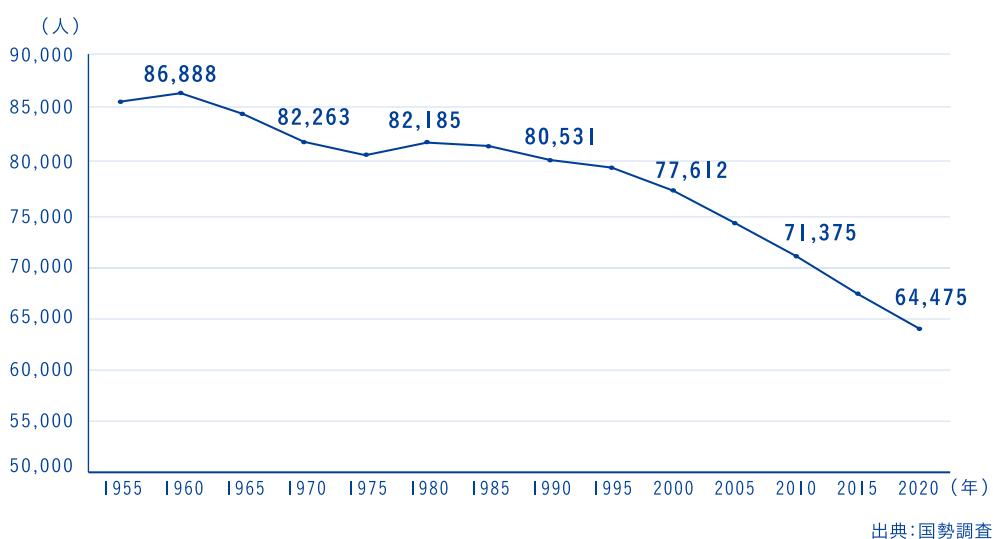
また、柳川市文化協会の会員数の推移を見ると、少子高齢化の影響の他、平成29年度の統合（柳川文化協会、大和町文化協会、三橋文化協会）による会員の整理や令和2年度の新型コロナウイルスの影響で活動自粛などもあり、会員数の減少が見られます（図3）。

そして、このような人口減少や少子高齢化は本市の文化芸術活動にも影響を及ぼし、文化協会や文化芸術団体の担い手の高齢化や、若い世代の人材不足、会員数の減少という中で、どのように活動を盛り上げていくかということが課題となっています。文化芸術活動における市民同士の交流は、お互いが切磋琢磨し合うことで刺激を生み出し、活力や賑わい感の向上により、豊かな地域文化の醸成につながると考えられます。

本市は、詩歌や童謡で知られる詩人北原白秋をはじめ、多くの文人のほか、旧柳川城主として功績を残した田中吉政や立花宗茂、第十代横綱雲龍久吉などの偉人も輩出しています。これらの郷土の文学者や偉人への顕彰活動や講演会等を今後も継続して行うほか、風流、どろづくどん、中島祇園等地域に根付いた伝統文化の継承および活動の支援などを行うことにより、郷土に対する誇りや愛着を醸成していく必要があります。

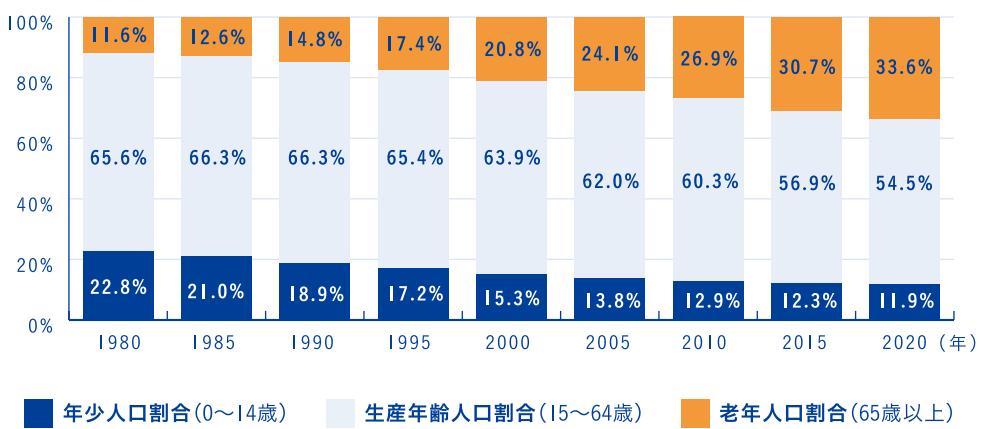
また、令和2年度には、市の新たな文化芸術振興の拠点である市民文化会館「水都やながわ」が開館しました。音楽や演劇、地域の伝統芸能など幅広い分野の文化芸術作品を鑑賞する機会や、自ら演奏し、演じる場、文化芸術に触れるなどの文化芸術を楽しむ場などを提供しています。今後は、文化芸術分野の人材を育成するとともに、様々な人が文化芸術に触れる環境づくりを進めていくことで、柳川市に誇りと愛着をもち、豊かな暮らしを実現し、文化力のあるまちづくりを目指すことが期待されています。

図1 柳川市の人口の推移



出典:国勢調査

図2 柳川市の年齢3区分人口割合の推移



出典:国勢調査

図3 柳川市文化協会 会員数の推移



(柳川市文化協会調べ)

## 2. 策定の背景

文化庁においては、文化芸術の持つ創造性を観光やまちづくり、産業振興などに活用し、地域課題の解決に取り組む地方自治体を文化芸術創造都市として位置付け、文化庁長官表彰、国内ネットワークの構築を通じて支援しています。文化、歴史、景観などを重視してきた都市の多くが文化芸術創造都市に名乗りを上げ、社会的、経済的価値による政策を多分野と連携した総合政策として行っています。

この背景には、2017年文化芸術基本法が改正され、これまでの文化芸術政策の充実に加えて、社会的・経済的価値による政策が追加されたことが挙げられます。これまでの文化庁行政においては、文化財や伝統文化の伝承・発展、さらには文化芸術の振興など、文化芸術自体の固有の意義と価値が重要視されてきました。近年ではこれだけでなく、文化芸術が社会的・経済的にもたらす力を重視し、文化芸術がもつ多面的な価値を尊重する社会を築くことが求められています。

このことを鑑み、本市においても、これまで育まれてきた様々な文化芸術の素地や文化資源等を活かしながら、観光やまちづくり等の各種施策と連携した新たな展開を検討し、それを実行していくことが重要であると考えられます。

このような背景から、地域づくりの観点を含めながら、文化芸術振興のさらなる発展の方針を策定していく必要があります。

## 3. 策定の目的

以上のような状況を踏まえ、柳川というまちが住みたいまちであり、住み続けたいまちであるために、誰もが生涯のあらゆる時期において文化芸術に触れることができ、それをまちの価値として誇りに思うための施策を講じる必要があります。そのため、本市における文化芸術の方針を明確にしていくことを目指し、柳川市文化芸術推進基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定します。

## 第2章

### 基本的な考え方

#### 1. 対象となる文化芸術の範囲

本基本計画で扱う文化芸術の具体的な範囲は、文化芸術基本法(以下、「法」という。)に例示された分野を踏まえて、以下の分野を対象とします。

＜法第8条から第12条の分類＞

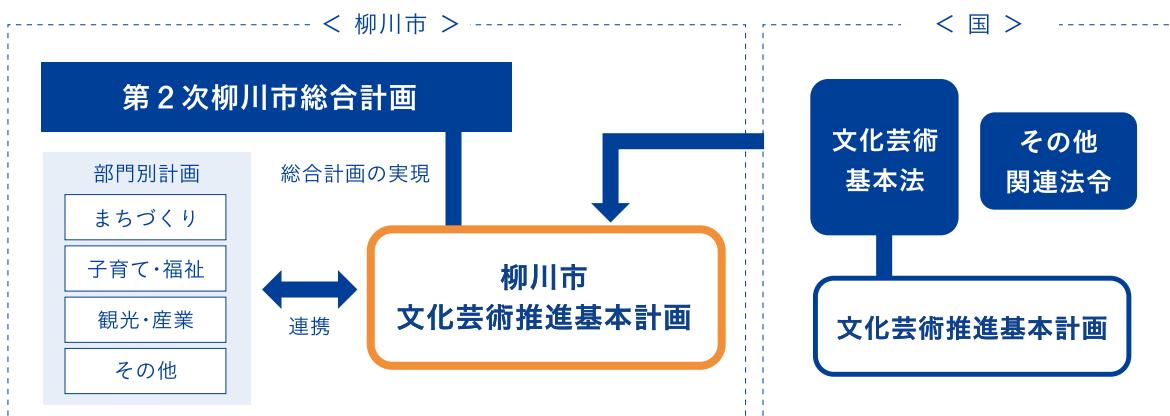
芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の日本古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く)
生活文化	茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化
国民娯楽等	囲碁、将棋その他の国民的娯楽並びに出版物及びレコード

※文化財(法第13条)については本基本計画の対象とはしないが、本基本計画を遂行する中で必要に応じて活用する。

#### 2. 位置付け

本基本計画は、法に定められた基本理念や文化芸術推進基本計画等を参照して定める法第7条の2の規定に基づく「地方文化芸術推進基本計画」として位置付けます。

また、本市のまちづくりの最上位計画である第2次柳川市総合計画の将来像を、文化芸術の面から達成していくための部門別計画として策定します。



#### 3. 計画期間

計画期間を令和5(2023)年度から令和14(2032)年度とし、中間年度に必要な見直しを行います。

# 第3章

## 計画の構成

### 1. 将来像



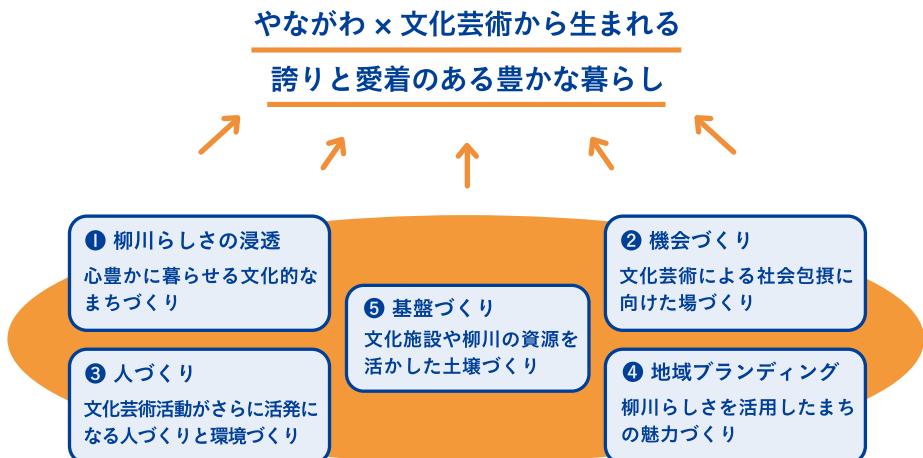
本市では令和2年に柳川市民文化会館「水都やながわ」が開館し、あらたな柳川の地域文化を創造し発信するとともに、次代の文化を担う人材・団体を育て、市民ひとりひとりの豊かな創造性を育むことを目指しています。

また柳川市総合計画における政策目標のひとつとして「柳川の歴史・文化・風土に誇りと愛着を持つふるさとづくり」を掲げています。

これらの背景を踏まえ、これまで育まれてきた柳川らしさを活かした、誇りと愛着のある豊かな暮らしを生み出すための文化芸術に関する計画とするため、この将来像を設定しました。

## 2. 方向性・テーマ

将来像のもと、柳川らしさを活かした、誇りと愛着のある豊かな暮らしを生み出すための方向性として5つのテーマを設定しました。「基盤づくり」を基礎として、5つの方向性・テーマが相互に連携し、高め合いながら、将来像の実現に向け、諸施策に取り組んでいきます。



## 方向性・テーマ

### ① 柳川らしさの浸透 → 心豊かに暮らせる文化的なまちづくり

→ 文化芸術や文化資源をまちづくりに活用し、暮らしやすく文化的なまちづくりを行います。

## 方向性・テーマ

### ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

→ 誰もが文化芸術に触れる場をつくることで文化芸術の裾野を広げ、多様で豊かな交流を生み出します。

## 方向性・テーマ

### ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

→ 文化芸術活動に関わる人材の発掘・育成を行い、豊かな文化芸術活動の活性化を図ります。

## 方向性・テーマ

### ④ 地域プランディング → 柳川らしさを活用したまちの魅力づくり

→ 文化芸術や文化資源を活用し、新しい柳川らしい魅力を創造、発信します。

## 方向性・テーマ

### ⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壤づくり

→ 文化芸術に関わる団体・組織の垣根を超えた推進体制をつくることで、柳川の文化芸術の土壤をつくります。

### 3. 市の課題

「市民アンケート」や「文化団体などの関係団体への聞き取り調査」を行ったところ、方向性・テーマごとに以下のとおり **課題** が見えてきました。

方向性・テーマ

#### ① 柳川らしさの浸透 → 心豊かに暮らせる文化的なまちづくり

課題

- ①文化活動の担い手不足等による伝統文化の継承の場の減少
- ②柳川らしさや地域のアイデンティティの喪失
- ③空き家の増加等による風景の変容

方向性・テーマ

#### ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

課題

- ①文化施設での催しは大型鑑賞事業がメインとなっており、子どもや障がいのある方等を対象としたものや参加しやすい企画が少ない
- ②アウトリーチ活動の機会が少ない(文化芸術の担い手でアウトリーチを行う人材がない、受け入れる体制がない、担い手と受け手をマッチングする仕組みがない)

方向性・テーマ

#### ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

課題

- ①構成員の高齢化、団体の小規模化、新メンバーの受け入れ、発表する場が少ない、子どもの頃の活動が大人になった時に継続されていない。
- ②既存の文化団体等において若い世代(仕事をしている世代)が参加しにくい(活動時間や慣習等)という仕組みの課題がある。
- ③どのような文化団体やサークルがあるのかという情報にアクセスしづらい。
- ④まちと芸術を仲介して企画を運営する人材が必要である。

方向性・テーマ

#### ④ 地域ブランディング → 柳川らしさを活用したまちの魅力づくり

課題

- ①文化芸術の振興を図ることによる地域社会・経済の活性化を望む声が市民の中に多い。

方向性・テーマ

#### ⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壤づくり

課題

- ①柳川市民文化会館等の主要拠点以外の認知度が低い。
- ②柳川市民文化会館の事業が大型鑑賞事業中心であり、施設が従来型の活用にとどまる。
- ③各拠点の横連携がないため、施設間の情報共有が行われていない。
- ④行政が縦割り組織で、文化芸術に関する相談や事業の横連携がなされていない。

## 4. 基本施策

この基本計画では、目指すべき将来像の実現に向け、5つの方向性・テーマに沿って、取り組むべき10個の **基本施策** を設定します。

方向性・テーマ

### ① 柳川らしさの浸透 → 心豊かに暮らせる文化的なまちづくり

- |             |                                 |      |
|-------------|---------------------------------|------|
| <b>基本施策</b> | I -① 文化芸術や文化資源の まちづくりへの活用 ..... | P.9  |
|             | I -② まちなかで文化芸術に触れる 機会の充実 .....  | P.10 |

方向性・テーマ

### ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

- |             |  |      |
|-------------|--|------|
| <b>基本施策</b> | 2 -① 誰もが 文化芸術を 鑑賞・創造・発表できる機会の創出 .....      | P.11 |
|             | 2 -② 子どもや子育て中の方 の文化芸術の 鑑賞・創造・発表の場の充実 ..... | P.14 |

方向性・テーマ

### ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

- |             |                                      |      |
|-------------|--------------------------------------|------|
| <b>基本施策</b> | 3 -① 文化芸術活動の 担い手のネットワークと情報基盤整備 ..... | P.15 |
|             | 3 -② 文化芸術活動を 支える人材の育成 .....          | P.18 |

方向性・テーマ

### ④ 地域ブランディング → 柳川らしさを活用したまちの魅力づくり

- |             |                                       |      |
|-------------|---------------------------------------|------|
| <b>基本施策</b> | 4 -① 文化芸術や文化資源を活用した 観光・産業の魅力づくり ..... | P.19 |
|-------------|---------------------------------------|------|

方向性・テーマ

### ⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壤づくり

- |             |                                       |      |
|-------------|---------------------------------------|------|
| <b>基本施策</b> | 5 -① 文化施設・資源への アクセスの向上 .....          | P.20 |
|             | 5 -② 文化施設・資源の適切な 維持・保存・活用 .....       | P.21 |
|             | 5 -③ 文化芸術に関わる団体・組織の垣根を超えた 交流の促進 ..... | P.22 |

# 第4章

## 実行プラン

方向性・テーマ

### I 柳川らしさの浸透 → 心豊かに暮らせる文化的なまちづくり

基本施策 I - ① 文化芸術や文化資源の まちづくりへの活用

#### 実行プラン

#### I - ① 新たな文化芸術資源の発見・活用

##### 現状と課題

文化芸術を通じたまちづくりについて、市民アンケートの結果からは、多くの市民が、歴史的な建物や掘割など柳川独自のものを活用した文化芸術活動の充実に期待しているようです。

一方、柳川らしさのある風景や地域のアイデンティティを感じる場が少なくなり、空き家の増加等によって柳川らしい風景が変わっているという状況もあります。

このことから、市民一人ひとりが柳川の歴史や自然、文化に誇りと愛着を持つまちづくりにつなげるため、新たな文化芸術資源を発見し、それをさらに活用することが求められています。

##### 実行プランの目的

地域の特性を活かしたイベントの支援や、暮らしに身近な文化芸術に触れる機会を増やすとともに、文化芸術資源の新たな活用により、持続可能な文化芸術や文化資源の継承を図ります。

##### 取り組み例

▶ …新しい取り組み    ▶ …既に実施している取り組み

- ▶ 空き家や遊休地等を活用した文化芸術活動
- ▶ 文化資源を活用した展覧会、コンサート等
- ▶ まちづくりに関する地域住民とのディスカッション
- ▶ 市民団体や他自治体との連携等による「旧綿貫家住宅」の活用



旧綿貫家住宅(柳川市文化交流移住体験施設)での市民団体による企画展



旧戸島家住宅(県指定文化財)でのさげもん展示

## 方向性・テーマ

## ① 柳川らしさの浸透 → 心豊かに暮らせる文化的なまちづくり

## 基本施策 I - ② まちなかで文化芸術に触れる 機会の充実

## 実行プラン

## I - ② まちのあらゆるところで文化芸術に触れる機会の創出

## 現状と課題

文化芸術を通じたまちづくりについて、市民アンケートの結果からは、まちなかで文化芸術に触れる機会を求める声が多いという傾向があります。また、川下りや掘割、豊かな自然環境は、観光資源としてだけでなく、市民の身近な生活文化や景観としても大切にしていきたいとの声が多く挙がっています。

こうしたことから、まちの中で文化芸術に触れる機会を創出する取り組みや、まちの文化拠点間の回遊性をさらに高める取り組みが求められています。

## 実行プランの目的

文化施設だけではなく、柳川市内のまちのあらゆるところで、文化芸術に触れるための機会をつくり、柳川らしさを活かしたまちづくりにつなげます。

## 取り組み例

- ▶ 商店街や公園などのまちなかで実施される文化芸術活動への支援
- ▶ 公園・駅前広場等で実施される文化芸術活動の利用料や予約方法などのさらなる利便化
- ▶ 川下りなどの観光資源、自然環境資源を市民が文化芸術活動の拠点や回遊の手段として活用することができる活動



## 方向性・テーマ

## ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

## 基本施策 2-① 誰もが 文化芸術を 鑑賞・創造・発表できる機会の創出

## 実行プラン 2-①-a 障がいのある人の文化芸術の鑑賞・創造・発表の場の充実

## 現状と課題

県の文化行政の実施にあたっては、障がいのある人の文化芸術への鑑賞・創造・発表に関する推進が行われています。また本市においても、市民アンケートでは、障がい者(児)福祉施設に向けたアウトリーチ(※)を期待する声が挙がっています。

のことから、障がいのある人が参加しやすい環境の整備として、施設のバリアフリー、情報のアクセシビリティ(接しやすさ)の充実が必要であると考えられます。

## 実行プランの目的

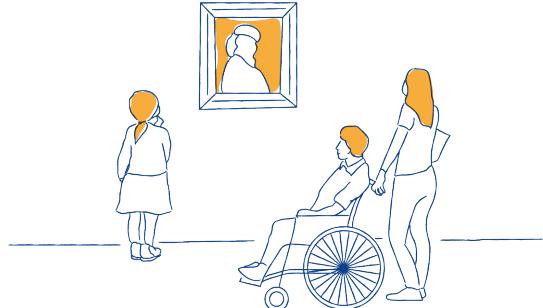
誰もが文化芸術に触れることができる環境づくりを行うため、文化芸術活動を鑑賞・創造・発表するうえで制約が生まれがちである障がい者(児)等がさらに体験、鑑賞ができる環境づくりを行います。

## 取り組み例

- ▶ 障がい者(児)福祉施設を対象としたアウトリーチ事業
- ▶ 障がいのある人を対象とした鑑賞サポートの取り組み
- ▶ 障がい当事者団体などと協働した映画上映会
- ▶ 障がい者(児)福祉施設の利用者を対象とした造形教室
- ▶ 障がいの有無に関わらない芸術作品の展覧会



聴覚に障がいがあっても鑑賞できる映画上映会



※アウトリーチ=「手を差し伸べる」という意味から、芸術の分野では劇場や美術館などが館外で行う芸術活動のことを指します。自ら文化芸術に触れる機会の少ない市民に対して、出張コンサートやイベントなどを行うことです。

## 方向性・テーマ

## ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

## 基本施策 2-① 誰もが 文化芸術を 鑑賞・創造・発表できる機会の創出

## 実行プラン

## 2-①-b 高齢者の文化芸術の鑑賞・創造・発表の場の充実

## 現状と課題

市民アンケートでは、高齢者福祉施設に向けたアウトリーチを期待する声や、高齢者が楽しむことができるイベントへの期待が挙がっていました。

このことから、文化芸術活動を行いたくても行うことが難しい高齢者に向けた、芸術の体験・鑑賞ができるための場づくりが求められます。

## 実行プランの目的

誰もが文化芸術に触れることができる環境づくりを行うため、文化芸術活動を鑑賞・創造・発表するうえで制約が生まれがちである高齢者等がさらに体験、鑑賞ができる環境づくりを行います。

## 取り組み例

## ▶ 高齢者福祉施設などを対象としたアウトリーチ事業

- ▶ 認知症カフェにおける文化芸術活動
- ▶ 介護予防の取り組みとして、地域の拠点において文化芸術活動の実施



認知症カフェでのリースづくり



## 方向性・テーマ

## ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

## 基本施策 2-① 誰もが文化芸術を鑑賞・創造・発表できる機会の創出

## 実行プラン

## 2-①-c 誰もが体験・鑑賞できる環境づくり

## 現状と課題

文化芸術を通じた社会包摂の取り組みは、国や県としても推進されています。本市においても、インタビューや市民参加型ワークショップを通じて、福祉や芸術関連の団体とのコラボレーションや、文化施設において多様な人々が参加しやすい取り組みが期待されていることがわかりました。

のことから、文化施設での取り組みをさらに社会包摂的にしていくための工夫が求められるとともに、誰もが文化芸術に触れることができるための仕組みが求められています。

## 実行プランの目的

文化施設を拠点として、さまざまな属性の方たちを対象にした企画を行うほか、誰もが文化芸術を体験・鑑賞できる環境づくりには何が求められるのかを検討し、施策の実施につなげます。

## 取り組み例

- ▶ 文化芸術に対するアクセシビリティ(接しやすさ)に関する調査
- ▶ 全ての人に情報が行き届き、アクセスできるための方法の検討
- ▶ 柳川市民文化会館におけるロビーコンサート、ストリートピアノなどの実施



柳川市民文化会館駐車場で自由にチョークアート



柳川市民文化会館のロビーにあるストリートピアノ

## 方向性・テーマ

## ② 機会づくり → 文化芸術による社会包摂に向けた場づくり

基本施策 2-② 子どもや子育て中の方の文化芸術の鑑賞・創造・発表の場の充実

## 実行プラン

## 2-② 子どもや子育て中の方の文化芸術の鑑賞・創造・発表の場の充実

## 現状と課題

本市の文化行政で特に力を入れるべき内容をアンケートで尋ねたところ、子どもが文化芸術に親しむ機会を充実させてほしいという声がもっとも多くありました。また、その効果として、文化芸術の関心の増大や、創造性や工夫する力が育まれることを期待しているようです。

のことから、子どもや子育て中の方が文化芸術活動にさらに参加しやすくなる環境の整備が求められています。

## 実行プランの目的

柳川の次代を担う子どもたちの豊かな感性や創造性を育むため、幼少期の頃から文化芸術に触れることで、文化芸術に関心を持つきっかけをつくります。

## 取り組み例

- ▶ 幼稚園・保育園、小中学校を対象としたアウトリーチ事業
- ▶ 子育て支援施設を拠点としたアウトリーチ事業
- ▶ 子どもと親のための文化芸術活動
- ▶ 小中学校の音楽発表会
- ▶ 中学校文化連盟による絵画、書道などの展示
- ▶ 幼稚園児・保育園児を対象とした演劇鑑賞会
- ▶ 小学生を対象とした演劇等鑑賞会
- ▶ 児童合唱団
- ▶ 白秋祭献詩(献詩の募集、白秋祭式典での表彰朗読)



小学生を対象とした演劇等鑑賞会



幼稚園児・保育園児を対象とした演劇鑑賞会

## 方向性・テーマ

## ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

## 基本施策 3-① 文化芸術活動の担い手の ネットワークと情報基盤整備

## 実行プラン

## 3-①-a 文化芸術活動を行う個人や団体のネットワークの構築

## 現状と課題

本市においては、文化芸術のさまざまなジャンルに関する活動が活発に行われている現状があります。その一方で、こうした活動が個人やひとつの団体に留まり、十分にネットワークが構築されていないことが課題として挙がっています。

のことから、文化芸術活動がさらに活発になるために、活動の担い手である人たち同士のネットワークがさらに活発になるための工夫が求められています。

## 実行プランの目的

文化芸術のジャンルを超えた連携や融合を図ることで、それぞれが持つ特性を活かした新たな文化芸術活動が創造されることを目指します。

## 取り組み例

## ▶ 白秋祭などの大規模イベントを契機としたネットワークのための場づくり

## ▶ 文化芸術活動の担い手同士をつなぐワークショップ



市民を交えた文化芸術ワークショップ<sup>6</sup>



## 方向性・テーマ

## ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

## 基本施策

## 3-① 文化芸術活動の担い手の ネットワークと情報基盤整備

## 実行プラン

## 3-①-b 文化芸術活動を行う個人や団体の活動の場の創出

## 現状と課題

柳川すでに文化芸術活動を行っている人たちに対する支援について、市民へのインタビューやワークショップを通じて、活動の場への支援の重要性が語られました。その一方で、文化協会等の既存の団体においては、メンバーの固定化が課題であることが示されています。また、発表の機会の充実を望む声が多いという現状もあります。

## 実行プランの目的

市内で文化芸術活動を行う個人・団体に対し、活動場所の提供や助成制度など、多面的な支援を行い、さらなる活性化を図ります。

## 取り組み例

- ▶ 文化施設以外の地域拠点や店舗等での活動を促進する仕組みづくり
- ▶ 地域の中で文化芸術の拠点として活用できる場所の集約
- ▶ 柳川市文化協会への活動支援
- ▶ 地域の公民館を拠点としたレクリエーション、自主サークル発表会などの充実



柳川市文化協会文化祭でのフラダンス



中央公民館での親子カブラ教室

## 方向性・テーマ

## ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

## 基本施策 3-① 文化芸術活動の担い手の ネットワークと情報基盤整備

## 実行プラン

## 3-①-c 文化芸術の担い手とのマッチング支援

## 現状と課題

本市においては、文化芸術団体の多くが高齢者、子ども、病気の方、障がい者等に対する何らかのアウトリーチ活動に関心を持っている現状がありますが、受け入れ側とのコーディネートやマッチングが行えていないという実情があります。

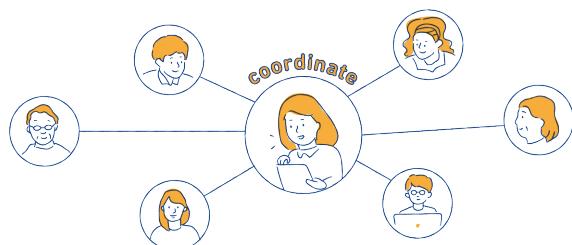
のことから、どのような文化団体やサークルがあるのかという情報にアクセスしやすくなるような、担い手と受け手をつなぐ機能が求められます。

## 実行プランの目的

文化芸術活動の担い手と受け手をつなぐためのマッチング機能をさらに充実させることによって、本市を拠点に活動する芸術家を中心とした文化芸術活動の活性化を図ります。

## 取り組み例

- ▶ 文化芸術に特化した人材バンクの作成と活用
- ▶ 活動を始めたい人に対する相談窓口、目安箱の設置
- ▶ 柳川市民文化会館におけるコーディネート機能の充実



## 方向性・テーマ

## ③ 人づくり → 文化芸術活動がさらに活発になる人づくりと環境づくり

## 基本施策

## 3-② 文化芸術活動を支える人材の育成

## 実行プラン

## 3-② 文化芸術活動の企画・運営者(団体含む)への支援

## 現状と課題

今後の文化振興についての市民へのインタビューやワークショップを通じて、まちと芸術を仲介して企画を運営する人材が不足しており、その重要性が語られていました。

このことから、新しく文化芸術の分野に携わる若者など、まちと芸術を仲介して企画を運営する人材の育成や活躍の場の創出が求められています。

## 実行プランの目的

文化芸術活動をさらに活性化させるために、人材育成のための研修などを実施することを通じて、文化芸術活動を支える人材を育成します。

## 取り組み例

- ▶ 柳川市民文化会館やその他の拠点における文化芸術に関する市民提案企画への支援
- ▶ アートマネジメント(※)人材育成講座
- ▶ 市民サポーター制度の充実



柳川市民文化会館の運営に携わる市民サポーター



※アートマネジメント=文化の作り手と受け手をつなぐ役割のことを指します。公演や作品等の企画・制作、資金の獲得など、芸術を発展させるために不可欠な存在です。

## 方向性・テーマ

## ④ 地域ブランディング → 柳川らしさを活用したまちの魅力づくり

## 基本施策

## 4-① 文化芸術や文化資源を活用した観光・産業の魅力づくり

## 実行プラン

## 4-① 文化芸術や文化資源を活用した観光・産業の魅力づくり

## 現状と課題

文化芸術を振興していくことの社会的効果について、市民アンケートによれば、地域社会や経済の活性化を望む声が多いようです。本市では毎年、詩聖北原白秋をはじめ多くの文人や偉人の顕彰活動や、地域の祭りなど文化資源を活かした様々な催し物が開催されています。

今後はさらに柳川らしさを活用したまちの魅力の創出と、名勝「水郷柳河」(※)など柳川市内に点在する文化資源をさらに対外的な観光やプロモーションに活かした取り組みが求められています。※名勝『水郷柳河(すいきょうやながわ)』(平成27年3月10日国指定名勝)

## 実行プランの目的

文化芸術や文化資源を観光や産業に活用し、より幅広い発信を行っていくことによって、文化芸術活動の活性化や、より発展的な文化資源の活用を目指します。

## 取り組み例

## ▶地元の学校や企業、芸術家等と協働した新たな観光やブランド振興などのあり方の検討

- ▶北原白秋など文人の顕彰活動(白秋祭水上パレードなど)
- ▶立花宗茂など偉人の顕彰活動(「やながわ人物伝」の作成など)
- ▶掘割を活用した持続可能な観光のあり方の検討
- ▶伝統工芸品(さげもん、柳川まり、花ござ等)の活用
- ▶郷土料理であるうなぎのせいろ蒸しなどの食文化の普及
- ▶風流、どろつくどん、中島祇園などの地域の伝統文化の継承及び活動支援



どろつくどん



さげもん

うなぎのせいろ蒸し  
(文化庁「100年フード」認定)

## 方向性・テーマ

## ⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壤づくり

## 基本施策 5-① 文化施設・資源への アクセスの向上

## 実行プラン 5-① まちなかの文化資源や文化芸術に関するアクセスの充実

## 現状と課題

市民が認知している文化施設について市民アンケートで尋ねたところ、柳川市民文化会館水都やながわや、北原白秋生家・柳川市立歴史民俗資料館などの認知度は高い一方で、それ以外の主要拠点の認知度は高くないという現状がありました。

のことから、市の広報や各施設の情報誌等での情報発信をさらに強化していくことが求められています。

## 実行プランの目的

本市で実施されている文化芸術の情報を集約し、市民にわかりやすく発信するための仕組みを整備することで、文化芸術情報の発信力の向上を図ります。

## 取り組み例

- ▶ 文化拠点マップなど市内全域の文化芸術活動を発信するための仕組みづくり
  - ▶ 柳川市民文化会館の広報誌やSNSの充実
  - ▶ 白秋の歌碑マップ



北原白秋生家



柳川市民文化会館の季刊誌

## 方向性・テーマ

**⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壌づくり**

## 基本施策

## 5-② 文化施設・資源の適切な維持・保存・活用

## 実行プラン

## 5-② 文化施設・資源の適切な維持・保存・活用

## 現状と課題

鑑賞経験について尋ねた市民アンケートでは、国の平均と比べて鑑賞経験が高いという現状があります。また、市民に対するインタビューやワークショップを通じて、柳川市民文化会館での大型の鑑賞事業が充実しているという意見がある一方で、施設が従来型の活用にとどまっており、類似する施設との横連携や、施設間の情報共有が十分ではないという声がありました。

## 実行プランの目的

文化施設で実施する鑑賞事業を充実させるとともに、文化施設・資源をさらに適切に保存・活用・連携することにより、それぞれの魅力を向上させ更なる機能充実を図ります。

## 取り組み例

## ▶芸術ワークショップの実施

- ▶市内他拠点のイベント情報の相互発信
- ▶柳川市民文化会館における大型鑑賞事業



柳川市民文化会館のイベント情報コーナー



白秋ホール(柳川市民文化会館内)

## 方向性・テーマ

**⑤ 基盤づくり → 文化施設や柳川の資源を活かした土壤づくり**

基本施策 5-③ 文化芸術に関わる団体・組織の垣根を超えた 交流の促進

## 実行プラン

**5-③ 文化芸術の推進体制の構築**現状と課題

文化芸術の推進に関して市民へのワークショップを通じては、文化芸術の取り組みに関心を持つ行政職員が多いという意見がある一方で、イベントの実施等を行う際に行政の横のつながりがないことに悩まされることがあるという声があがりました。

のことから、文化芸術を支援する立場としての行政の縦割り組織という側面を超えていくような、新たな推進体制の構築が求められています。

実行プランの目的

医療や福祉、教育、まちづくり、国際交流などのさまざまな分野において諸機関や行政機関の文化芸術の推進体制を構築することで、文化芸術を他分野へ活用するための土壤づくりを行います。

取り組み例

## ▶ 行政内部の領域横断的な組織体制づくり



基本計画策定のための府内連携会議

# 第5章

## 計画の推進

### 1. 推進体制

本市では、文化芸術活動を行う市民の自主性を十分に尊重しつつ、文化芸術の振興を図ります。また、施策の推進にあたっては、市民、市民文化団体、専門家、企業、行政、教育機関をはじめとした関係機関などが連携・協力し合いながら行います。

### 2. 評価・検証

この基本計画で定めた施策等が効果的に実施され、それが将来像の実現に向かって着実に進んでいくためには、その進捗管理を適正に行う必要があります。よって、下記に定める数値による進捗管理はもちろんのこと、これに留まらず、基本計画策定後に、文化芸術振興審議会において施策の進捗管理・評価を行うとともに、評価結果を広く市民に公表するものとします。

指標	現状値	目標値
文化芸術活動が盛んと思う市民の割合	33.4% (※I)	55.0%
柳川市の歴史や伝統文化への愛着・誇りを持っている割合	83.0% (※I)	90.0%
市によるアウトリーチの実施回数	—	30回／年

(※I) R3市民アンケート

**YANAGAWA**  
CULTURE & ARTS



資料編



## 柳川市文化芸術振興に関するアンケート 報告書

## 【調査目的】

文化芸術基本法第7条の2の規定に基づく柳川市文化芸術推進基本計画を策定するにあたり、市民の意識や要望を把握するもの。市民の意識を把握する市文化芸術の役割や実行プランを明確にするための基礎資料とするための調査及び調査結果に対する分析を実施する。

	市民アンケート	文化協会・サークルアンケート	小学生アンケート
調査対象	無作為抽出した18歳以上の市民2,000人を対象	文化協会各サークル代表者約150人を対象	市立小学校19校(6年生)を対象
有効回収数	582サンプル (有効回収率29.1%)	73サンプル (有効回収率48.7%)	541サンプル (有効回収率96.0%)
調査方法	郵送による調査票の配布 および郵送による回収	郵送による調査票の配布 および郵送による回収	学校に依頼、学校を通じた回収
調査日時	令和3年11月10日(水)～ 令和3年12月23日(木)	令和3年11月16日(火)～ 令和3年12月23日(木)	令和3年11月16日(火)～ 令和3年12月23日(木)

## 【調査の結果の分析】

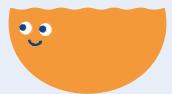
## 市民アンケート

## (1)市民の文化芸術活動の実態

- ・この3年間に直接芸術文化を鑑賞した人が全体で62.1%、活動をした人が全体で19.8%となっており、いずれも全国的な傾向と比較するとやや高い傾向にある。
- ・鑑賞・活動しない理由は新型コロナウイルス感染症の影響が大きいが、仕事・学業などで時間が取れないという意見も目立った。
- ・文化芸術活動を行っている場所は「水の郷」がもっとも多く、次いで「柳川市民文化会館(水都やながわ)」が多かった。市内の文化施設は年齢が上がるにつれて利用率が高くなっている。そのほか、あめんぼセンター、柳川市立歴史民俗資料館、立花家史料館・御花の認知度は高いが、それ以外の文化施設の認知度は低い。

## (2)文化芸術に関する市民意識

- ・文化芸術活動に対する支援やボランティア活動をしたいと思っている市民が26.6%に上った。特に子ども向けの活動、音楽祭・映画祭・アートフェスなどの開催のための活動への関心が高い。
- ・様々な理由により文化芸術に触れる機会の少ない市民に対して、芸術団体やアーティストが直接おもむいて、文化芸術体験を提供する活動(アウトリーチ活動)のニーズを聞く質問を行った。結果、特に教育機関へのニーズが高く、子どもが文化芸術に関心を持つきっかけとなることを期待している市民が多い。
- ・障がい者や高齢者、生活に困窮している方など社会的に孤立しがちな人との交流を深め、コミュニティを強くしていくための文化芸術活動として、施設のバリアフリー対応や、情報を入手しやすい環境の整備が求められている。



### (3)情報の入手手段

- ・文化芸術の情報を得ている手段は「広報やながわ」がもっとも多い。

### (4)今後の文化芸術のまちづくりについて

- ・特に力を入れるべき取り組みは、「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」が最も高く、次いで「まちの中(道路、公園、駅など)で文化芸術に触れる機会の充実」「地域の芸能や祭りなどの伝統文化の継承・保存」であった。
- ・今後、文化芸術の振興を図ることにより、社会にもたらされる効果として期待することについてみると、「地域社会・経済の活性化」が最も高く、次いで「子どもの心豊かな成長」「人々が生きる楽しみを見出せる」の順となっている。

## 文化協会・サークルアンケート

### (1)団体の活動実態

- ・構成員は70代以上が最も多く、活動規模が小さくなっている団体が50.7%だった。その一方で、活動内容は向上しているという回答が39.7%ともっとも多かった。活動規模は小さくなっているが、活動自体は活発に行われている実態がわかる。
- ・活動を行うにあたっての課題は「メンバーの高齢化」(71.2%)、「新メンバーの確保」(68.5%)にあることがわかる。
- ・活動ジャンルは特に伝統芸能(38.4%)が多い。

### (2)柳川市の文化芸術活動の将来について

- ・芸術団体やアーティストが学校や福祉施設、病院などに直接おもむいて、文化芸術体験を提供する活動の実施意向についてみると、「実施したことがあり、今後もしたいと思っている」(56.2%)が最も高い。具体的には高齢者向け、子ども向けへの活動への関心が高い。
- ・今後、柳川市における文化芸術のまちづくりを進める上で、特に力を入れるべきだと思うことは、「発表の機会(音楽祭や美術展など)の充実」(50.7%)が最も高く、次いで「子どもが文化芸術に親しむ機会の充実」(38.4%)、「地域の芸能や祭りなどの伝統文化の継承・保存」(37.0%)であった。

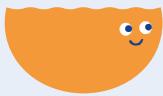
## 小学生アンケート

### (1)小学生の活動実態

- ・文化芸術を鑑賞した割合は83.5%、部活動を除いて活動した割合は34.4%と、市民アンケートと比べると高い傾向にある。
- ・直接鑑賞しなかったと回答した15.9%に理由をたずねたところ、「興味がないから」がもっとも多い。

### (2)柳川市の文化芸術活動の将来について

- ・これから文化芸術が広がると柳川がどんなまちになるかという質問では、「多くの観光客が来るまち」(45.3%)、「イメージのいい・好印象なまち」(30.3%)という回答が多い。



## 文化芸術基本法

平成13年12月7日法律第148号  
改正 平成29年6月23日法律第73号

### 前文

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中にあって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみると、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るために、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にするよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

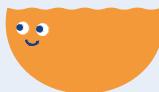
### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

- 第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。
- 2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。
  - 3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
  - 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を



醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。

- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### (国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (国民の关心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する关心及び理解を深めるように努めなければならない。

#### (文化芸術団体の役割)

第5条の2 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

#### (関係者相互の連携及び協働)

第5条の3 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

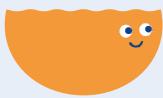
#### (法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第2章 文化芸術推進基本計画等

#### (文化芸術推進基本計画)

第7条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。



- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第36条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

#### (地方文化芸術推進基本計画)

第7条の2 都道府県及び市（特別区を含む。第37条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参照して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第37条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

### 第3章 文化芸術に関する基本的施策

#### (芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (伝統芸能の継承及び発展)

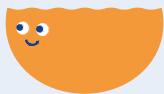
第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



### (文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (地域における文化芸術の振興等)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

### (芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (国語についての理解)

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすこといかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (日本語教育の充実)

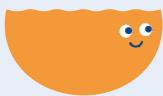
第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (著作権等の保護及び利用)

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (国民の鑑賞等の機会の充実)

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、



各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (青少年の文化芸術活動の充実)

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (学校教育における文化芸術活動の充実)

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (劇場、音楽堂等の充実)

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (美術館、博物館、図書館等の充実)

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

#### (情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

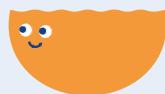
#### (調査研究等)

第29条の2 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

#### (民間の支援活動の活性化等)



第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等の間の連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

#### (顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

#### (政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

#### (地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

### 第4章 文化芸術の推進に係る体制の整備

#### (文化芸術推進会議)

第36条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

#### (都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第37条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附則（平成13年12月7日法律第148号）抄

#### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

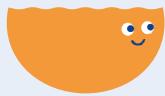
附則（平成29年6月23日法律第73号）抄

#### (施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。（以下略）

#### (文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

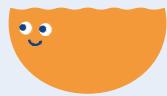
第2条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 柳川市関連施設一覧

教育機関名	所在地
柳川市民文化会館	柳川市上宮永町43番地1
柳川市大和生涯学習センター	柳川市大和町栄231・232番地
柳川市三橋生涯学習センター	柳川市三橋町正行431番地2
柳川市柳河ふれあいセンター	柳川市新町5番地2
柳川市城内コミュニティ防災センター	柳川市本町53番地1
柳川市矢留うぶすな館	柳川市矢留本町150番地
柳川農村環境改善センター	柳川市下宮永町132番地1
柳川市有明まほろばセンター	柳川市有明町1490番地
柳川市就業改善センター	柳川市久々原126番地3
柳川市蒲池農村環境改善センター	柳川市矢加部251番地3
柳川市豊原コミュニティセンター	柳川市大和町豊原138番地1
柳川市六合コミュニティセンター	柳川市大和町六合1677番地
柳川市大和コミュニティセンター	柳川市大和町明野426番地1
柳川市大和漁村センター	柳川市大和町中島385番地
柳川市皿垣コミュニティセンター	柳川市大和町栄1495番地3
柳川市有明コミュニティセンター	柳川市大和町皿垣開560番地1
柳川市藤吉コミュニティセンター	柳川市三橋町高畑256番地
柳川市矢ヶ部コミュニティセンター	柳川市三橋町柳河431番地1
柳川市二ツ河コミュニティセンター	柳川市三橋町木元57番地
柳川市垂見コミュニティセンター	柳川市三橋町垂見1583番地2
柳川市中山集会所・中山コミュニティセンター	柳川市三橋町中山794番地2
旧綿貫家住宅	柳川市三橋町五拾町337番地
旧戸島家住宅	柳川市鬼童町49番地3
柳川古文書館	柳川市隅町71番地2
柳川市立歴史民俗資料館	柳川市矢留本町40番地11

※令和4年4月1日現在



## 柳川市所在指定等文化財一覧

### 1 国指定等文化財

	種別	文化財の名称	員数	所在地
1	国宝 (工芸品)	短刀 銘 吉光 こしがたなごしらえ 附 腰刀 梱	1口	柳川市新外町 (公財)立花家史料館
2	重要文化財 (工芸品)	剣 銘 長光	1口	柳川市新外町 (公財)立花家史料館
3	重要文化財 (古文書)	大友家文書 附 文書袋 5口 矢根木型 3箇	290通	柳川市隅町 柳川古文書館
4	重要文化財 (古文書)	鷹尾神社大宮司家文書	433通	柳川市隅町 柳川古文書館
5	重要文化財 (古文書)	立花家文書 一、立花家文書 9,113通 一、柳河藩立花家文書 5,511通 附 柳河藩志		柳川市隅町 柳川古文書館
6	名勝	立花氏庭園	28,627.96m <sup>2</sup>	柳川市新外町、吉富町
7	名勝	戸島氏庭園	2,089m <sup>2</sup>	柳川市鬼童町
8	名勝	水郷柳河	184,291.88m <sup>2</sup>	柳川市沖端町 他
9	天然記念物	カササギ生息地		柳川市
10	登録有形文化財 (建造物)	鶴味噌並倉北棟	1棟	柳川市三橋町江曲
11	登録有形文化財 (建造物)	鶴味噌並倉中棟	1棟	柳川市三橋町江曲
12	登録有形文化財 (建造物)	鶴味噌並倉南棟	1棟	柳川市三橋町江曲

※令和4年4月1日現在

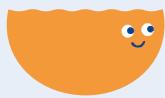
### 2 福岡県指定文化財

	種別	文化財の名称	員数	所在地
1	有形文化財 (建造物)	旧戸島家住宅	1棟	柳川市鬼童町
2	有形文化財 (考古資料)	さんぞんよしゅうういたび 三尊預修板碑	1基	柳川市本城町 柳川高校
3	無形民俗文化財	どろつくどん 附 関係資料一括		柳川市本町 柳川商工会議所内
4	無形民俗文化財	日子山神社風流		柳川市古賀 日子山神社
5	無形民俗文化財	今古賀風流		柳川市三橋町今古賀 三島神社
6	史跡	安東省菴墓		柳川市旭町 浄華寺内
7	史跡	北原白秋生家		柳川市沖端町
8	天然記念物	中山の大フジ	1株	柳川市三橋町中山 熊野神社境内

※令和4年4月1日現在

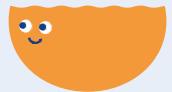
### 3 柳川市指定文化財

	種別	文化財の名称	員数	所在地
1	有形文化財 (建造物)	三島神社石造鳥居	1基	柳川市西蒲池
2	有形文化財 (建造物)	江越八幡海岸灯台	1基	柳川市大和町栄
3	有形文化財 (建造物)	菊池氏一字一石塔	1基	柳川市大和町鷹ノ尾 白峯神社



	種別	文化財の名称	員数	所在地
4	有形文化財 (建造物)	鷹尾神社石の鳥居	1基	柳川市大和町鷹ノ尾
5	有形文化財 (建造物)	因福寺宝篋印塔及び 石造阿弥陀如来立像	1基	柳川市大和町鷹ノ尾 因福寺
			1躯	
6	有形文化財 (建造物)	八幡神社本殿	1棟	柳川市大和町栄
7	有形文化財 (彫刻)	木造十一面觀音坐像	1躯	柳川市東蒲池 崇久寺
		〈附〉木造增長天像、木造多聞天像	2躯	
8	有形文化財 (彫刻)	木造南山土雲像	1躯	柳川市東蒲池 崇久寺
9	有形文化財 (彫刻)	因福寺六地藏	1躯	柳川市大和町鷹ノ尾 因福寺
10	有形文化財 (彫刻)	地藏菩薩	1躯	柳川市大和町中島
11	有形文化財 (考古資料)	豊原六君像板碑	1基	柳川市大和町豊原
12	有形文化財 (考古資料)	島信之の墓	1基	柳川市大和町鷹ノ尾
13	有形文化財 (考古資料)	鷹尾城主田尻親種墓碑	1基	柳川市大和町鷹ノ尾
14	有形文化財 (考古資料)	徳益山越阿弥陀三尊像板碑	1基	柳川市大和町徳益
15	有形文化財 (考古資料)	牛の宮	1棟	柳川市大和町鷹ノ尾
16	有形文化財 (考古資料)	江波大納言家紀公昌啗靈位	1基	柳川市大和町鷹ノ尾
17	有形文化財 (考古資料)	地福寺六地藏	1躯	柳川市三橋町高畑 地福寺
		板碑	1基	
		宝篋印塔	1基	
18	有形文化財 (工芸品)	三柱神社欄干橋擬宝珠	2基	柳川市三橋町高畑 三柱神社
19	有形文化財 (歴史資料)	藤吉風浪宮棟札	4枚	柳川市三橋町藤吉 風浪宮
20	無形民俗文化財	秋祭風流及び仁寿平		柳川市大和町豊原 日吉神社
21	無形民俗文化財	藤吉風流		柳川市三橋町藤吉 風浪宮
22	史跡	柳川城本丸跡	5,931m <sup>2</sup>	柳川市本城町
23	史跡	豊原一里石		柳川市大和町豊原 豊原小学校
24	史跡	慶長本土居跡		柳川市大和町
25	史跡	塙塚城跡		柳川市大和町塙塚
26	史跡	蒲池氏百八人塙		柳川市大和町塙塚
27	史跡	津留城跡		柳川市大和町六合
28	史跡	鷹尾道祖之御瀬		柳川市大和町鷹ノ尾
29	史跡	間垣橋		柳川市大和町塙塚
30	史跡	鷹尾別府印鑰神社		柳川市大和町鷹ノ尾
31	史跡	田尻惣馬旧居跡		柳川市大和町鷹ノ尾
32	史跡	旧矢部川本流改修田		柳川市大和町六合
33	史跡	鷹尾城跡		柳川市大和町鷹ノ尾
34	史跡	枇杷園遺跡		柳川市大和町鷹ノ尾
35	史跡	佐留垣城跡		柳川市大和町栄
36	史跡	中島城跡		柳川市大和町中島

※令和4年4月1日現在



## 柳川市文化芸術推進基本計画 策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 文化芸術基本法（平成29年6月23日改正 法律第73号）7条の2の規定に基づく「柳川市文化芸術推進基本計画（以下「基本計画」という。）」の策定に資するため、柳川市文化芸術推進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

（1）基本計画の内容に関すること

（2）前号に掲げるもののほか、基本計画の策定に関して必要と認められる事項

### (組織)

第3条 委員会は委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

（1）学識経験者

（2）関係団体等の代表又は団体等において推薦された者

（3）前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に必要と認める者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了する日までとする。

2 委員が、その任期の中途において退任したことにより、その後任の委員として新たに就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員)

第5条 委員会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 会議は会長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は教育委員会生涯学習課において処理する。

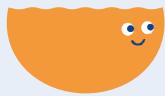
### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附則

### (施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月10日から施行する。



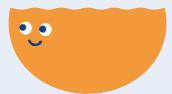
## 柳川市文化芸術推進基本計画策定委員会 委員名簿

区分	所属	氏名	備考
学識経験者	九州産業大学名誉教授	光行 洋子	会長
	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	長津 結一郎	副会長
関係団体	柳川市文化協会	江上 佐和子	
	柳川市文化協会	山崎 勝敏	
	柳川市小学校長会	本田 透	
	柳川市民生委員児童委員協議会	白石 小夜子	
	柳川市民生委員児童委員協議会	生田 裕子	
	柳川市社会教育委員会	金子 愛佳	
	柳川市観光協会	高橋 努武	
	柳川商工会議所青年部	加藤 昌弘	
市民公募	市民	市野 幸子	
	市民	田嶋 寿之	

※敬称略

## 柳川市文化芸術推進基本計画策定ワーキングチーム

所属名	関連分野
総務部 企画課	定住関係
保健福祉部 福祉課	障がい者福祉関係
保健福祉部 福祉課	高齢者福祉関係
保健福祉部 子育て支援課	子育て支援関係
建設部 都市計画課	まちづくり関係
産業経済部 観光課	観光関係
産業経済部 商工・ブランド振興課	産業関係
教育部 学校教育課	学校教育関係
教育部 生涯学習課	生涯学習関係
教育部 生涯学習課	公民館関係
教育部 生涯学習課	文化関係



## 柳川市文化芸術推進基本計画策定の経過

年度	日程	内容
令和3年度	令和3年11月中旬～12月下旬	市民アンケート調査(市民、文化協会、小学生) 令和3年11月10日～令和3年12月23日 市民等関係者ヒアリング
令和3年11月25日 令和3年12月2日	市民ワークショップ①	「やながわと文化芸術、今どうですか？」
	市民ワークショップ②	「10年後のやながわを想像する」
	令和4年3月2日	●第1回策定委員会 ・委嘱状交付、会長・副会長選任 ・柳川市文化芸術推進基本計画について ・柳川市文化芸術推進基本計画に向けた課題の抽出
令和4年度	令和4年6月2日	○第1回ワーキングチーム会議 ・アンケート調査結果について ・施策体系、将来像、方向性・テーマ、基本施策について
	令和4年6月28日	●第2回策定委員会 ・施策体系、将来像、方向性・テーマ、基本施策について
	令和4年8月26日	○第2回ワーキングチーム会議 ・実行プランの検討、評価指標について
	令和4年9月28日	●第3回策定委員会 ・実行プランについて、評価指標について
	令和4年10月21日	○ワーキングチーム意見集約 ・基本計画素案について
	令和4年11月29日	●第4回策定委員会 ・基本計画素案について
	令和4年12月7日	市民ワークショップ③ 「10年後のやながわを語り合い想像しよう！」
	令和4年12月7日～令和5年1月6日	市民意見公募(パブリックコメント)の実施
	令和5年1月17日	○第3回ワーキングチーム会議 市民意見公募(パブリックコメント)の結果報告
	令和5年2月7日	●第5回策定委員会 市民意見公募(パブリックコメント)の結果報告と計画書の決定
	令和5年3月22日	市への提言

# 柳川市文化芸術推進基本計画

令和 5 年 3 月 発行  
柳川市

[問い合わせ先]

〒832-8555  
福岡県柳川市三橋町正行 431 番地  
柳川市教育委員会 生涯学習課

T E L 0944-73-8111(代)  
F A X 0944-74-2707



